

## 浦安市規則第69号

### 浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金交付規則

(目的)

**第1条** この規則は、意思疎通支援者になることを目指す者が、意思疎通支援者養成講座を受講した場合に、その受講に要する経費の一部を補助することにより、意思疎通支援者を育成し、もって聴覚障がい者等の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障がい者等 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める聴覚障がい又は音声機能若しくは言語機能の障がいのあるものをいう。
- (2) 意思疎通支援者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 手話の技術を修得している者で、聴覚障がい者等の手話通訳に当たるもの。
  - イ 要約筆記の技術を修得している者で、聴覚障がい者等の要約筆記に当たるもの。
- (3) 意思疎通支援者養成講座 手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について（令和5年6月26日付障企自発0626第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）又は要約筆記者の養成カリキュラム等について（平成23年3月30日付障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）に基づき社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会千葉県聴覚障害者センターが実施する各講座をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 第6条の規定による申請をした日の属する年度(以下「申請年度」という。)に当該申請に係る意思疎通支援者養成講座を修了していること。

(補助対象経費)

**第4条** 補助の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象者が申請年度に受講した意思疎通支援者養成講座に係る交通費及び教材費とする。

2 前項の交通費は、経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によって算定するものとする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、交通費は1日につき3,000円、教材費は1講座につき10,000円を限度とする。

(交付の申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 意思疎通支援者養成講座の修了を証する書類の写し
- (2) 意思疎通支援者養成講座の出席日数が確認できる書類
- (3) 交通費に係る経費内訳書
- (4) 教材費に係る領収書又はこれに類する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金交付決定通知書(別記第2号様式)又は浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金却下通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(請求)

**第8条** 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

**第9条** 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条）

浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

年度浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金の交付を受けたいので、浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金交付規則第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 申請額内訳

講座名称						
受講期間	年	月	日から	年	月	日まで
申請額	教材費	円				
	交通費	円				
	合計	円				

3 添付書類

- (1) 意思疎通支援者養成講座の修了を証する書類の写し
- (2) 意思疎通支援者養成講座の出席日数が確認できる書類
- (3) 交通費に係る経費内訳書
- (4) 教材費に係る領収書又はこれに類する書類の写し

第2号様式（第7条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金の交付について、浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金交付規則第7条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額

円

第3号様式（第7条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金の交付について、浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金交付規則第7条の規定により、次の理由により却下したので、通知します。

却下理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 4 号様式（第 8 条）

第 号  
年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

氏 名

浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった  
年度浦安市意思疎通支援者養成講座交通費等補助金を、浦安市意思疎  
通支援者養成講座交通費等補助金交付規則第 8 条の規定により、次のとおり  
請求します。

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 振込先

金融機関名	
本店・支店名	
種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	